

猫の飼い方



○飼う前に考えて欲しいこと

猫は数千年前から人とともに暮らしてきました。始めは大切な穀物や書物をネズミから守る、優秀なハンターとして。

そして、現代では、人生を共に過ごすよきパートナーとして・・・。

ひだまりでのんびりと昼寝をしている猫は私たちが穏やかな気持ちにさせてくれます。

いつまでもこの平穏が続きますようにと・・・。

猫を飼う場合、近所で生まれた子猫をもらったり、保護したりして飼い始める方が多いようです。自分や周囲の状況をよく考えずに飼い始めると、後で取り返しのつかない問題をかかえてしまうことにもなりかねません。飼い始める前に、家族でよく話し合ってください。

- 1 猫は10年以上生きてくれます。その間、変わらぬ愛情と責任を持って、きちんと飼い続けることができますか。
- 2 あなたのお住まいは猫が飼えますか。周囲の環境はどうですか。猫は室内で飼うのが基本です。
- 3 毎日の食費だけでなく、飼うために必要な用具、病気の予防や治療、不妊去勢手術などの費用を負担できますか。
- 4 万一、猫が外に出てしまい、近所に迷惑をかけたときなど、責任を取る自覚がありますか。
- 5 家族の中に一人でも飼うことに反対している人はいませんか。猫に対してのアレルギーのある人はいませんか。
- 6 転居など、将来のことまで考えていますか。猫をその生涯にわたって飼い続けられますか。
- 7 子供たちの要求に押しきられていませんか。猫は子供だけで世話はできません。
- 8 飼い主自身の病気や入院など、万一飼えなくなったときのことを考えていますか。



○まず、猫の特徴を知りましょう

責任を持って動物を飼うには、まずその動物の習性・生理を知ることから始まります。猫には次のような習性があります。

- 1 本来は完全肉食のハンターです。
- 2 根本的に人に服従することはありません。人との基本的な関係は「親子関係」です。
- 3 神経が繊細で、急な環境の変化や、突然の大きな音、騒々しい環境を嫌います。
- 4 やたらにいじりまわされるのを嫌います。
- 5 狩りをして獲物を食べていた野生の本能が残っていて、ネズミだけでなく、小鳥や金魚などの小動物にも興味を示します。



○室内飼いのススメ

道路で車にはねられた猫の死体を見かけることがあります。道路を行き交う車、様々な感染症や寄生虫・・・、外の世界は、猫にとって危険がいっぱいです。

猫は自由に生きるものであり、屋外で放し飼いをするのが本来の飼い方だと考えている人もいます。しかし、屋外にひそむ危険を猫に教育することはできません。猫を危険から守るのも飼い主の責任です。

猫は自分のなわばりの中で生活する習性を持っています。なわばりの外に出るのは、餌が不足したときと異性を探しに行くときといわれています。

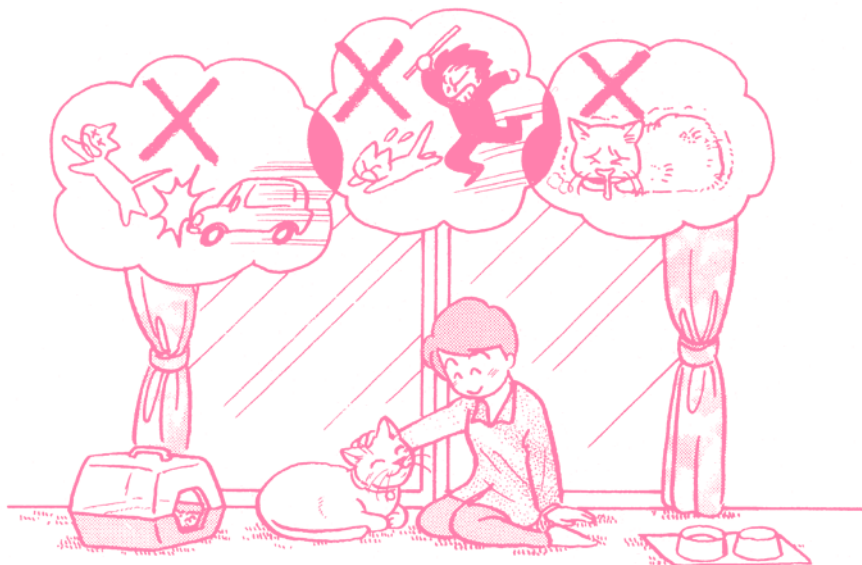
猫は犬ほどのたくさんの運動が必要な生き物ではありません。十分な餌と不妊去勢手術、上下運動ができる場所、そして飼い主の愛情があれば、室内でもストレスをためずに健康に飼うことが可能です。

室内で飼うことにより、ふん尿などでご近所に迷惑をかけることもありません。

災害に備えて、家具の転倒防止や窓ガラスの飛散防止等、室内の安全確保を実施しておけば、人だけでなくペットを守ることもつながります。

室内飼いのポイント

- ◎ 上下運動ができる場所
- ◎ いつもきれいなトイレ
- ◎ 新鮮な水と餌
- ◎ 不妊去勢手術
- ◎ 楽しいおもちゃ
- ◎ 飼い主の愛情とスキンシップ



○新しく家族に迎える準備

●どこから猫を入手するか。

知人から、ブリーダーやペットショップなどの動物取扱業者から、動物保護施設からなどの方法があります。健康で社会性※のある猫を選びましょう。子猫から飼い始めると、成長を見られるという楽しみがある反面、病気になりやすく、食事や排泄などの世話が大変です。成猫は、大きさや性質がすでにわかっていて食事の世話などが子猫に比べて楽であるという利点があります。

※猫の社会化について

生後2～9週齢を社会化期といいます。この間に、親猫や兄弟猫などとの関係を通して猫としての大切なことを学んだり、人間や他の動物、様々な環境を経験することで、社会性（相手や状況に応じた適切な行動をとる能力）を身につけます。この時期に適切に社会化されないと、成猫になってから様々な問題行動を起こすことがあります。子猫から飼う場合には、この時期に親兄弟と過ごした猫を選び、飼い始めてからもいろいろな経験をさせて社会性を身につけさせるようにしてください。

●必要な用具類

飼うために必要な用具類には、食器・水容器・寝床・トイレ・首輪・迷子札・ブラシ・遊び道具などがあります。様々なものが市販されていますが、猫の体格や好みに合った、安全なものを選びましょう。

寝床 猫は箱に入るのが大好きです。体がすっぽり入る程度の大きさのダンボール箱などにタオルなどを敷いてあげましょう。市販のキャリーケージを普段から寝床として使うと、病院に行くときや災害が発生したときなど、ストレスを与えずに運ぶことができます。

トイレ トイレの数は、猫の頭数+1個が目安です。市販の猫用トイレに猫用砂を入れたものを用意します。猫用砂は水に流せるタイプなど、様々なものがあります。猫によって好みがあるので、いろいろなタイプを試してみてください。猫は汚れたトイレを嫌います。いつもきれいにしておきましょう。

首輪と迷子札 万一、迷子になっても、飼い主の元に戻れるように、連絡先を書いた迷子札をつけておきましょう。マイクロチップを装着しておくのもいいでしょう。

●ご近所への配慮

飼い主にとっては気にならない鳴き声や毛なども、猫を飼っていない人には気になるものです。日ごろから良好な近所付き合いに努め、猫を飼う前にあいさつに行くなどのコミュニケーションも大切です。

●かかりつけの動物病院を探しましょう。

猫の健康状態を確認するため、まず、動物病院で健康診断をしましょう。猫が病気にかからないようワクチン接種をしたり、不妊去勢手術をすることも大切です。猫が病気になったときにあわてないように、かかりつけの動物病院を決め、日ごろからいろいろ相談しておくことも大切です。

○正しい食事と水は健康の源

猫は本来肉食の動物です。昔ながらの「ごはんにオカカ」では栄養が不足してしまいますし、魚だけを長期間与えているとビタミン欠乏になってしまいます。

キャットフードを利用すれば栄養のバランスもよく、手間もかかりません。ドライタイプや缶詰など、猫の年齢に合わせて必要な栄養を配合したものが市販されています。キャットフードに書かれた量・回数を参考に、猫の体格を考慮して与えてください。

●注意すること

1 偏食をさせない。

猫は幼い時に食べたものを一生食べ続ける傾向があります。好物だからといって、偏ったものをだけ与えていると栄養バランスが崩れてしまいます。子猫のときからバランスのよい餌を与えましょう。

2 人の食べ物は与えない。

タマネギ、ネギ類、生イカ、生魚は与えてはいけません。猫の食事に味付けは不要ですので、塩分や糖分は控えましょう。固い骨や大きな骨は取り除いてください。

3 食べ残しはすぐに片付ける。

「猫は一度に全部食べずに少しずつ食べるから」といつまでも食べ残しをそのままにしている人がいますが、これは誤りです。時間を決めて与え、残したときはすぐに片付けて間食をさせないようにすれば、残さずに全部食べるようになります。食べ残しをそのままにしておくと、不衛生だけでなく、傷んだものを食べて体調を崩す原因になりかねません。



●飲み水

いつでも新鮮な水が飲めるように、きれいな容器に入れておきましょう。

ぼうこう 猫の膀胱結石

猫はもともと砂漠の動物なので、水をあまり飲まない傾向があります。水分が不足すると尿が濃くなり、膀胱に結石ができることがあります。結石が尿道に詰まってしまう尿が出なくなると、1～2日で死んでしまうこともあります。日ごろから尿の回数や量に注意すると共に、餌も水分の多いものを与えるなどして予防してあげましょう。

○手入れは猫まかせではダメですよ

●ブラッシング

猫は体をなめてきれいにする習性があるので、抜け毛を放っておくと飲み込んだ毛を吐き出したり、胃腸にたまって病気になることがあります。定期的にブラッシングして抜け毛をとってあげましょう。また、長毛種の猫では、ブラッシングを怠ると、毛が絡まって玉になり、手をつけられなくなってしまいますから、こまめに手入れする必要があります。

●つめ切り

猫のつめは鋭く尖っていて、家具を傷つけたり、飼い主の思わぬ怪我の原因になります。つめが伸びたら猫用のつめ切りで切ってあげましょう。

●入浴

ほとんどの汚れはブラッシングして蒸しタオルでふけば取れます。ひどく汚れた場合など入浴が必要なときは猫用のシャンプーで手早く洗い、よく水気をふき取ってからドライヤーで十分に乾かしてあげましょう。猫は一度嫌な思いをすると、次からは断固として受け入れなくなることがあります。恐怖心を抱かせないように、やさしく洗ってあげましょう。

●ノミ対策

ノミの成虫にさされるとかゆいだけでなく、皮膚病の原因にもなります。また、猫だけでなく人も刺されることがあります。背中にたらすタイプなど様々なノミとり薬・シャンプーがありますので、獣医師に相談してください。また、ノミの卵や幼虫は、カーペットや部屋のすみのほこりの中にもいます。こまめに掃除機をかけるようにしてください。

お風呂嫌いにさせない3つのポイント

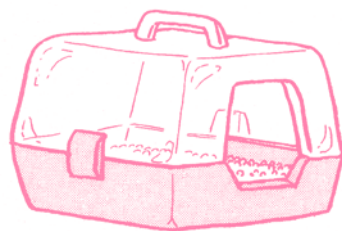


○きちんとしたしつけをしましょう

猫も人と共に生活している以上、適切なしつけは欠かせません。しかし、猫はもともと人に服従する生き物ではないので、強くしかって無理に言うことをきかせようとしても効果がないばかりか、飼い主は自分のことを嫌いなのだと思ってしまいます。猫が理解できる他者との基本的な関係は「親子関係」です。猫のお母さんになったつもりで、根気よく教えてやりましょう。

●トイレのしつけ

猫は決まった場所で排泄する習性があります。食事の後など、臭いをかいで回ったりして場所を探している様子を見たら、すぐに用意したトイレに連れて行ってあげましょう。これを2～3回繰り返すと、自分から行くようになります。どうしてもトイレ以外の場所で排泄をする場合は、トイレの置き場所や大きさ、砂の種類、清潔さなどを見直してみてください。また、今まで猫用トイレでできていたのに失敗するようなときは、病気も考えられます。



●つめとぎ

家具や柱でつめをとぐのは飼い主として困りものですが、これも猫の習性の一つです。しっかたりして無理にやめさせるのではなく、専用のつめとぎを用意してあげましょう。ダンボールやカーペット地など、猫によって好みがあります。飼い猫に合ったものをお気に入りの場所においてあげましょう。

●テーブルの上などに登らせない

猫は高い所に登るのが得意ですが、テーブルや食卓にあがることは衛生上よくありませんし、ガスコンロに飛び乗ったりすると思わぬ事故につながります。登ってほしくない場所では、飛び乗った瞬間に大きな音をたてて驚かせたり、飛び乗る場所に両面テープを張っておくなど、危険のない方法で不愉快な経験をさせて教えましょう。センサーで猫の嫌いな臭い（忌避剤）をスプレーするしつけ用の器具も市販されています。

●人につめをたてたり強く咬んだりするとき

遊びが高じて人の手を傷つけてしまうほど強く咬んだり引っかいたりしてしまう猫がいます。本来は、子猫のときに親猫や兄弟猫とじゃれ合って、加減を覚えるのですが、早くに親兄弟から離された猫は学習していないことがあります。その場合は、母猫が子猫をしかるように、「シッ」と言いながら猫の鼻を軽く押して教えましょう。

○普段の健康管理が大切

猫も人と同じように感染症にかかったり、お腹をこわしたり、腫瘍しゅようができたたりといろいろな病気になります。病気を早期に発見するには、常に猫の様子、食欲、便や尿の状態などに注意することが重要です。猫は自分から病院に行くことはできません。様子がおかしいときは、早めに獣医師に相談してください。感染症を予防するワクチンもあります。病気になってから慌てないよう、あらかじめかかりつけの動物病院を決めておき、健康診断やワクチン接種などを行い、日頃からの予防を心がけましょう。

外飼いや、外に自由に行き来できる飼い方では、他の猫から感染症や寄生虫をうつされる機会が増すだけでなく、便や尿の回数や状態が分からず、病気の兆候を見逃すことが多くなります。猫の健康を守るためにも、室内飼いをしましょう。

タバコの副流煙は人だけでなく一緒に暮らす猫にも悪影響を与える可能性があります。受動喫煙の害に気を付けてください。消臭剤、殺虫剤などの化学薬品にも注意して、猫の近くで使用することは控えましょう。

猫の主な病気

●寄生虫症（回虫、糸虫、コクシジウムなど）

猫の腸の中に寄生する寄生虫です。下痢や食欲不振などが主な症状ですが、放っておくと死亡することもあります。寄生虫の種類によって駆虫薬が違いますので、獣医師に便の検査をしてもらい、きちんと治療しましょう。

●猫伝染性腸炎（別名 猫汎白血球減少症・パルボウイルス感染症）

おう吐、下痢が主な症状で、特に子猫などは発病してから1～2日で死亡することもある急激な感染症です。死亡率が高く、この病気にかかったら、獣医師による徹底した治療が必要です。予防するワクチンがあるので、獣医師に相談してください。

●猫ウイルス性鼻気管炎

鼻水、なみだ、よだれなどが、主な症状です。猫の鼻かぜと呼ぶ人もいますが、単純な鼻炎と違って強い感染力があり、放置しておくと複合感染を起こして死亡することもあります。予防するワクチンがあるので、獣医師に相談してください。

●猫後天性免疫不全症候群（別名 ネコエイズ）

感染すると免疫が低下し、普段ならなんでもない細菌などによっても症状が悪化し、死亡するウイルス病です。予防ワクチンはありません。感染した猫との交尾やケンカなどでうつるので、予防するには、ウイルスを持っているか分からない猫とは接触させないことしかありません。感染してから発病するまでに時間がかかりますが、感染の有無は検査で分かるので、獣医師に相談してください。なお、人に感染することはありません。

○人と動物との共通感染症って知ってる？

同じ病原体で、動物から人へ、人から動物へうつる病気があります。人畜共通感染症、動物由来感染症ともいいます。猫から人にうつる病気には次のようなものがあります。

●回虫幼虫移行症

猫回虫の卵が人の口に入り、幼虫が肺や眼、脳などに迷い込んだ症例が世界で数例報告されています。猫の飼い主は定期的に駆虫すると共に、砂場などで猫が排泄しないように気を配ることが必要です。また、外で遊んだ後は手をよく洗いましょう。

●皮膚糸状菌症、かいせん症

猫の皮膚病の原因はいろいろありますが、糸状菌（カビの仲間）やかいせん（ダニの一種）によるものは、人にもうつることがあります。猫に脱毛や皮膚の異常があったら、早目に獣医師に相談してください。

●猫ひっかき病

猫にかまれたり、引っかかれたりすることにより感染します。人が感染すると、できた傷口に近いリンパ節のはれが続き、発熱などの全身症状があらわれることもあります。猫の爪をこまめに切り、引っかき傷、かみ傷を受けないようにしましょう。

猫と人に共通の感染症は他にもありますが、

- 1 口うつしで食べ物を与えるなど、濃厚な接触をしない。
- 2 猫の体や生活環境を清潔にする。
- 3 ふん、尿は早めに処理し、排泄物を扱った後はよく手を洗う。
- 4 日ごろから猫の健康状態に注意し、様子がおかしいときは早めに獣医師に相談する。

などのことを守り、衛生的な飼い方を心がけていれば必要以上に恐れることはありません。日ごろから飼い主自身や家族の健康状態に注意し、異常があれば医師の診察を受けてください。



○猫だって家族計画

都内では、早春から晩秋までが主な猫の繁殖期です。この間、オス猫は独特の声で鳴いてメスを呼び、他のオス猫となわばりやメスをめぐって激しく争います。メス猫は発情と交尾を繰り返し、1年に2～3回子猫を産み育てます。

子猫を産ませる予定がないのなら、オスもメスも不妊去勢手術をしましょう。不妊去勢手術は何才でも可能ですが、なるべく最初の発情前に行いましょう。

●オス猫の場合

オスの子猫は生後約8か月でおとなになり、発情期には独特の声で鳴くようになります。また、尿のにおいがきつくなり、なわばりを主張するためにあちこちに尿を吹きかける行動（尿スプレー）も始まります。なわばりやメスをめぐる他のオス猫とのケンカで大ケガを負ったり、交通事故に遭ったりすることも少なくありません。メス猫に子猫を産ませてしまい、知らん顔ということでは飼い主としての責任を問われてしまいます。

●メス猫の場合

メスの子猫も生後約8か月（早いと4か月）で最初の発情を迎えます。猫は交尾の刺激で排卵するので、交尾をすればほぼ100%妊娠します。妊娠期間は約2か月で1回の出産で3～6匹の子猫を産みます。1年に2～3回妊娠・出産が可能のため、一匹のメス猫から1年後に20匹、2年後に80匹以上に増えてしまうことも考えられます。

去勢手術のメリット

- ◎ 尿スプレーをしなくなる。
- ◎ 尿のにおいが弱まる。
- ◎ 発情期の鳴き声がなくなる。
- ◎ 外出やケンカの衝動が少なくなり、穏やかに暮らせる。
- ◎ 交尾やケンカでうつるネコエイズなどの病気の心配がなくなる。

不妊手術のメリット

- ◎ 望まない子猫が生まれない。
- ◎ 発情期のストレスがなくなり、一年中穏やかに暮らせる。
- ◎ 子宮や卵巣の病気や交尾でうつる病気の心配がなくなる。



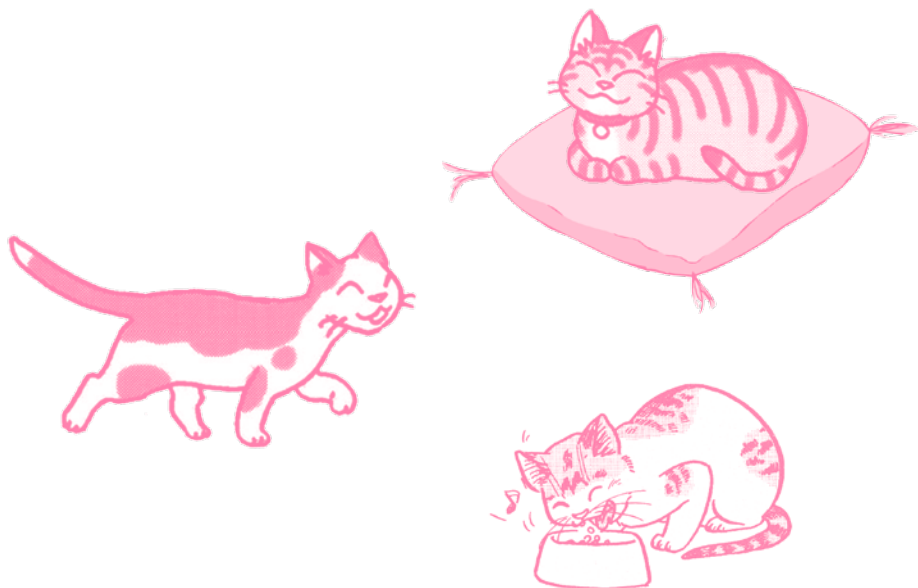
○飼い主のいない猫たち

飼い主のいない猫（いわゆる野良猫）も元をたどれば、一部の無責任な飼い主が捨てたり、産ませたりしたものです。被害を受けたからといって猫をいじめたり排除したりしても、根本的な解決にはなりません。また、お腹をすかせた猫たちをみかねて餌を与える人もいますが、不妊去勢手術をせずに餌だけを与えると、猫がどんどん増え、猫が集まるのを迷惑と感じる人とのトラブルになり、結局猫のためにもなりません。

こうした地域での猫問題を解決するために、「飼い主のいない猫対策」があります。飼い主のいない猫対策とは、地域住民が主体となり、①猫を命あるものだという考え方で、②その地域の住民の合意の下に、③地域で猫を適正に管理していく、というものです。

飼い主のいない猫対策の取組の基本として、TNR活動があります。TNRとは、捕獲（Trap）し、不妊去勢手術（Neuter）を施して、元の場所に戻す（Return）ことです。トラブル解決のためには、TNRだけでなく、トイレの設置・清掃や餌の管理など、TNR後の管理を含めて取り組んでいかなければなりません。できるなら、その猫たちを大切に飼ってくれる飼い主が見つかるのが最良なのですが……。

不幸な猫を増やさないためにも、猫の飼い主が、今飼っている猫に不妊去勢手術をして終生愛情を持って飼い続けることが何よりも大切なのです。



○猫を迷子にさせない

迷子にさせないために

●迷子札

猫は人の言葉を話せません。迷子や事故で保護されたときのために、連絡先を書いた迷子札やマイクロチップなどで身元表示をしてください。

●再び・・・室内飼いのススメ

室内で飼えば、迷子になったり事故に遭うこともありません。玄関からの飛び出しや戸締りにも注意しましょう。

いつも外に出していると、猫の身に何か起きても、飼い主は知る由もないのです・・・。

万一、迷子にさせてしまったら

万一、飼い猫がいなくなったら・・・、飼い主は自分で探さなくてはなりません。

1 近所をよく探しましょう。

高い木に登って降りられなくなっていたり、狭い塀の隙間や縁の下などにもぐりこんで出られなくなっていることがあります。不妊去勢手術をしていれば、猫の行動範囲はそれほど広くありません。近所の人に見かけなかったか声をかけ、名前を呼びながら猫の目線になって探しましょう。

室内飼いの猫は、万一外に出て行ってもほとんどの場合は遠くへは行かずに、狭いところに身を潜めていることがあります。家の周りを重点的に探してみましよう。また、出て行ったと思っても、実は室内の思わぬ場所に入り込んでいることもよくあります。

2 動物愛護相談センターに問い合わせましよう。

動物愛護相談センターでは、怪我や病気で動けなくなっていたり、拾得者から届けられた猫を保護している場合があります（元気に歩いている猫を捕まえて保護することはありません。）。

3 警察署や区の保健所にも尋ねましよう。

猫を保護している人が警察や保健所に届け出ていることがあります。

4 清掃事務所にも尋ねましよう。

道路上など公共の場所にある動物の死体は清掃事務所などで対応しています。

○猫が死んだときは・・・

一般に、猫の寿命は10～15年くらいといわれています。家族の一員として大切に飼ってきた猫とも、いつかは別れのときがやってきます。

●死体の引き取り等

住所地の清掃事務所によっては有料で死体の引取り、火葬をしているところもあります。民営の動物霊園では、死体の引取り、火葬、納骨、法要まで行ってくれるところもあります。

○猫も被災します ～日ごろからの準備が重要～

地震などの災害が起きたとき、人と同じように動物も被災します。避難所には多くの人が動物と一緒に避難してくるでしょう。しかし、避難所では動物が嫌いな人や動物アレルギーの人などと共同生活することになります。避難所で猫が受け入れられるよう、日ごろから準備しておく必要があります。

1 適切な管理

災害時に迷子にならないよう、飼い猫に迷子札やマイクロチップを装着しておきましょう。また、緊急時に猫を預かってくれる場所を確保しておくことも大切です。病気の予防のためにも、ワクチン接種を済ませておきましょう。

2 しつけ

飼い猫とスムーズに避難できるよう、また、避難所でトラブルにならないよう、ケージなどに嫌がらずに入るなどの基本的なしつけをしておく必要があります。

3 猫用防災グッズ

餌、水、容器、ケージ、猫砂、首輪、予防注射などが記載された健康手帳などを、すぐに持ち出せるように準備しておきましょう。

飼い猫の特徴を、記憶だけで正確に人に伝えることは、意外と難しいものです。いざというときのために、飼い猫について記録しておきましょう。

種類	呼び名	性別	飼 い 猫 の 特 徴
		オス メス 去勢オス 不妊メス	最新の写真をはってください。 ※飼い主と一緒に写真を携帯電話に保存しておくと、災害のときなどに役立ちます。
毛色	毛の長さ	尾の長さ	
	長 短	長 短	
生年月日	首輪の色		

○知っておきたい猫の法律など（抜粋）

●動物の愛護及び管理に関する法律

- 1 動物を『命あるもの』と認識し、動物をみだりに殺したり、傷つけたり、苦しめたりすることのないようにすること。
- 2 飼い主は動物の習性を考慮して、その動物の一生にわたり適正に飼養すること。
- 3 飼い主は動物が人に迷惑を及ぼさないよう努めること。
- 4 繁殖を希望しない飼い主は、不妊手術等を行うように努めること。
- 5 飼い主は動物が自分の所有であることがわかるよう、所有明示をしておくこと。
また、逃げ出さないよう対策をとっておくこと。
- 6 愛護動物※を虐待し、又は捨てた者は、罰せられます。（遺棄・虐待した場合100万円以下の罰金、殺傷した場合2年以下の懲役または200万円以下の罰金）
※牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いとうさぎ、鶏、いばと、あひる。また、このほか人が飼っている哺乳類、鳥類、爬虫類

●家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

- 1 動物に名札、マイクロチップなどで身元表示をするよう努めること。
- 2 えさや水はきちんと与え、病気やけがの予防など健康管理に努めること。
- 3 病気やけがのときには、獣医師に診せるなど適切な措置をすること。
- 4 飼養環境を清潔にし、周辺的环境保全に努めること。
- 5 ふん尿、毛などで公共の場所や他人の土地を汚さないこと。
- 6 飼う数は適切に管理できる範囲内にすること。
- 7 猫の飼い主は、屋内飼養に努めること。
- 8 猫の飼い主は、屋内飼養以外の方法で飼うときには、病気の感染や不慮の事故を防止するなど、猫の健康と安全の保持に十分配慮すること。
- 9 猫の飼い主は、屋内飼養しない場合は、不妊去勢手術などの繁殖制限措置を講じること。
- 10 飼い主は、動物からうつる病気について正しい知識を持ち、自分や他人への感染防止に努めること。

●東京都動物の愛護及び管理に関する条例

- 1 飼い主は、動物の本能・習性を理解し、飼い主としての責任を自覚して、正しい飼い方をすること。
- 2 寿命のある限り飼い続けるよう努めること。
- 3 えさや水はきちんと与え、飼養場所の内外を清潔にしておくこと。
- 4 異常な鳴き声、悪臭、汚物等で他人に迷惑をかけないこと。
- 5 ふん等で、公共の場所や他人の土地を汚さないこと。
- 6 猫の所有者は、猫を屋外で行動できるような方法で飼うときには、感染症を予防し、みだりに繁殖しないよう必要な措置を講ずるように努めること。
- 7 逃げてしまったときは、自分でさがし、収容すること。

飼い猫についての相談は 次のところへどうぞ



●猫の飼い方等

区 部	最寄りの区役所又は保健所
多摩地域	東京都動物愛護相談センター多摩支所 電話 042 (581) 7435 日野市石田1-192-33
八王子市	八王子市保健所 電話 042 (645) 5111 八王子市旭町13-18
町田市	町田市保健所 電話 042 (722) 0621 町田市中町2-13-3
島しょ地域	保健所

●猫が行方不明の場合等

区 部	東京都動物愛護相談センター 電話 03 (3302) 3507 世田谷区八幡山2-9-11
多摩地域	東京都動物愛護相談センター多摩支所 電話 042 (581) 7435 日野市石田1-192-33
八王子市	八王子市保健所 電話 042 (645) 5111 八王子市旭町13-18
町田市	町田市保健所 電話 042 (722) 0621 町田市中町2-13-3
島しょ地域	保健所

近くの交番や警察署

収容動物情報	動物愛護相談センターホームページ http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/douso/index.html
--------	---

- ☆ 県境（区市町村境）にお住まいの方は、隣接する県（区市町村）へもお問い合わせください。
 ◎ 東京都動物愛護相談センターでは、猫の譲渡、動物の飼い方、病気などについての相談も受け付けています。

発行：東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課
 印刷：正和商事株式会社

登録番号 (26) 455
 平成27年3月発行